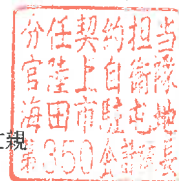


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文規



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QG210000230	5RMC1AK0085 0001						
品名 または 件名							
海田市 (R7) 162号建物等照明器具取替							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
海田市駐業				陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊 管理科			
搬入場所				納期または工期			
営繕班 施設管理専門官 内2316				令和8年1月30日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊事務室
中部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和7年9月11日 (木) 15時00分 第350会計隊入札室 (1号庁舎1階西側)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7、8、9年度防衛省競争参加資格の「役務の提供等」に係る等級がD等級以上で、中国地区における競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者含む)

2 契約条項等を示す場所

入札資料は、下記に示す期間、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊契約班窓口において示す。

令和7年8月21日(木)～9月10日(水)

(土曜日曜祝日を除く08時30分～17時00分)

3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
- (2) 特約条項
ア 談合等の不正行為に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会：実施しない。ただし、現場確認及び説明を希望するものは、前項に示す期間中、下記問い合わせ先までご連絡いただき、日程の調整を行って下さい。

(2) 入札

ア 場所：陸上自衛隊海田市駐屯地 会計隊入札室

イ 日時：令和7年9月11日(木) 1500

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
- (2) 契約保証金：免 除
- (3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとしてします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載してください。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合、当該入札者がした入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印が判別し難い入札

8 契約書の作成

陸上自衛隊標準契約書を基準として官側の示す条項により作成する。

9 落札の決定方式

総額決定

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。当初の入札において落札者となるべき者がなかった場合は、再度入札を実施する。

10 その他

- (1) 郵便による入札については、令和7年9月10日（水）17時到着分までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第350会計隊契約班まで行うとともに、便着の確認を必ずお願いします。再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、入札開始までに2項に示す資格決定通知書等の写しを提出してください。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 市場価格調査を令和7年9月8日（月）までをお願いします。
- (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1
陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班 担当：高橋
TEL 082-822-3101（内線2340）
FAX 082-823-4226（直通）

本公告は、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊及び中部方面会計隊ホームページ
<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示しております。

陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 4
役 務 名 称	海田市 (R 7) 162 号建物等照 明器具取替	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年 8月 6日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊

1 場 所 広島県安芸郡海田町寿町 2 番 1 号 (陸上自衛隊海田市駐屯地)

2 期 間 契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日

3 概 要

種 別	概 要	数 量	備 考
照 明 器 具 取 替	(1) 162 号高天井用照明器具取替	1 2 台	細 部 図 面 参 照
	(2) 162 号屋外投光器取替	8 台	
	(3) 体育館高天井用照明器具取替	2 8 台	
	(4) 絶縁測定・点灯確認	1 式	
	(5) 体育館仮設足場構築・高所作業車	1 式	
	(6) 産業廃棄物処理	1 式	

4 一般事項

(1) 適用基準等

本取替は、本仕様書によるほか、公共工事標準仕様書に定めるところに従い誠実に行うものとする。

また、これに定めのない事項については、係官との協議による。

(2) 安全確保

本取替により施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。

(3) 作業写真

撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第 3 版建築設備編」を参考とすること。

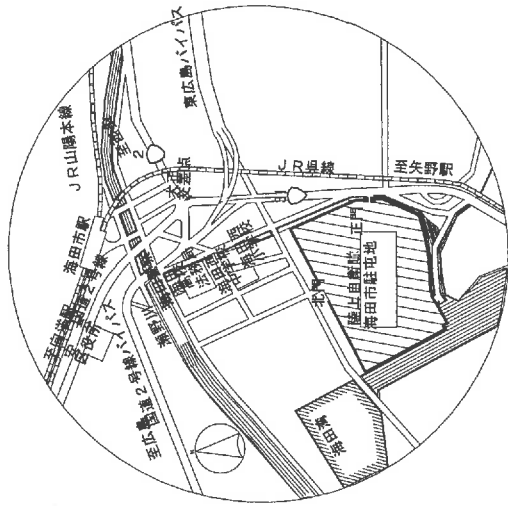
(4) 発生材の処理

請負者は、取替により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて係官に提出する。

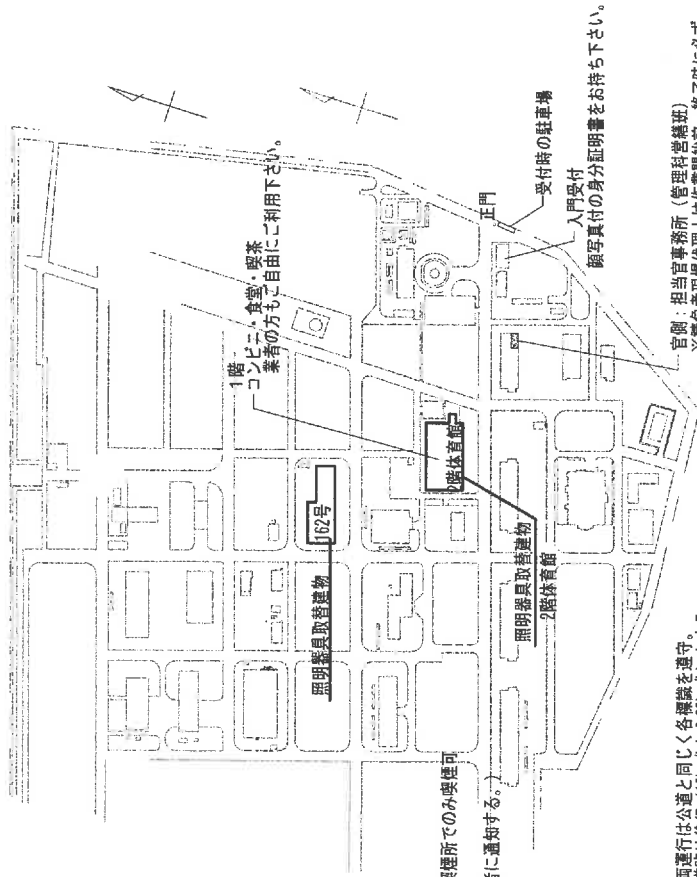
(5) 産業廃棄物の処理等

本取替により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適切に処分する。ただし灯管については、官側で処分を行うため官側の指定した場所に搬入する。

役務件名	海田市 (R 7) 162 号建物 等照明器具取替	仕様書番号	2 / 4
<p>(6) 主要材料 本取替に使用する資材は本仕様書に適合するものとし、すべて新品とする。</p> <p>5 特記事項</p> <p>(1) 請負後取替を実施する照明器具について、承認図等を提出し官側に材料の承認を受ける。 また、体育館の照明器具取替に伴う足場計画を作成し速やかに官側に提出し承認を受ける。</p> <p>(2) 仕様書に【参考】として記載している器具以外の使用を予定している入札参加（予定）者は、使用予定をしている器具の仕様及び参考として記載している器具の仕様との比較表等を作成し、同等または同等以上である根拠をもって事前に同等品申請を行うこと。（比較表等がない場合、同等品申請は受理しない。） 入札前に同等品申請のなかった業者が落札した場合、落札後の同等品申請は受理しない。</p> <p>(3) 本取替は高天井の照明器具の取替であり、162号建物および体育館共高所での作業となるため、入札参加者は入札前に必ず現場確認を行い、既存器具の位置等落札後に官側との相違がないよう留意する。</p> <p>(4) 取替前、後に絶縁等測定を行い、報告書を提出すること。（写真含む）</p> <p>(5) 撤去する照明器具の灯管（電球）については、官側で処分するため、指定した場所に搬入すること。 灯管等以外の有価物（鉄・銅屑等）は発生材として官側に引渡し、その他発生したものは請負者の責任において産業廃棄物として処分すること。 その際、産業廃棄物の委託契約書の写し、最終処分完了後マニフェストE票の写しを官側に提出すること。（最終処分は納期限内で完了させること。）</p> <p>(6) 本取替においては現場代理人（請負者または請負業者社員）を指名し、作業中は常駐し、作業員の安全管理も含め現場管理を行う。 また、本取替は電気工事士の有資格者で実施すること。</p> <p>(7) 本取替において、新器具や取付場所の軽微な加工については請負者の責任において実施し、請負金額の変更は行わない。 ただし、過度な変更が必要な場合は速やかに係官に報告すること。</p> <p>(8) 本取替のうち体育館については、令和7年12月に取替を実施すること。 細部日程は請負業者との調整とする。</p> <p>(9) 官側の求めた書類については、すみやかに提出すること。</p> <p>6 検査 本取替完了後、必要書類提出時に検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。</p>			



案内図 NS

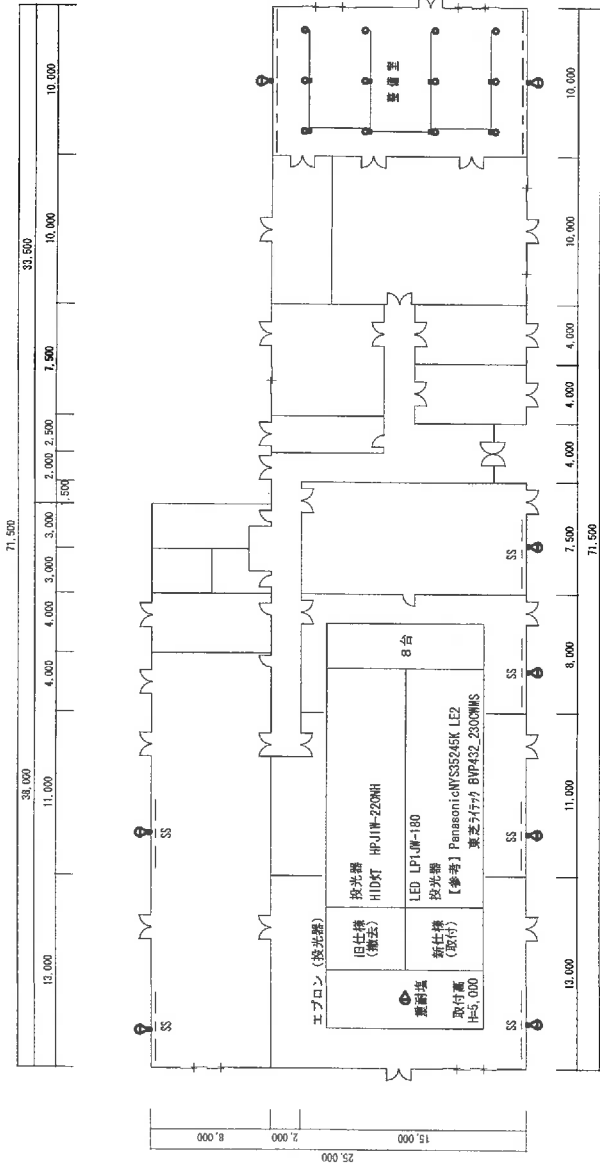


配置図 S=1:7000

※駐屯地内は全面禁煙（車内含）
ただし、平日12時から13時の間、17時以降は喫煙所でのみ喫煙可
休日は時間の限りなく喫煙所のみ喫煙可
（工事現場付近の喫煙所については、請負業者に通知する。）

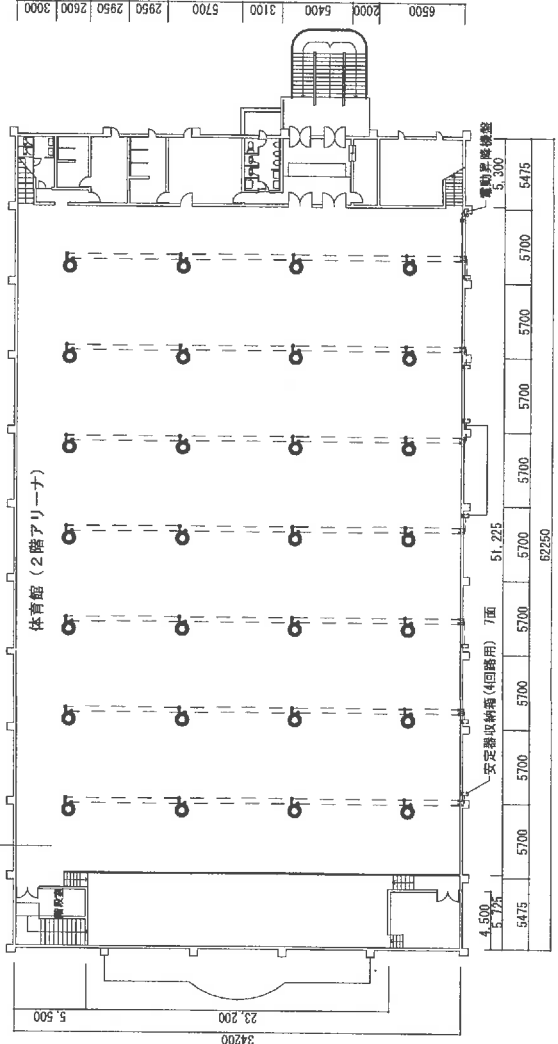
※駐屯地内での車両運行は公道と同じく各標識を遵守。
速度標識のない道路は徐行（10km/hから20km/h）とする。
※業者車両駐車位置は作業着手前に監督官と協議する。

官側：担当官事務所（管理科営繕班）
※請負者現場代理人は作業開始前、終了時に必ず
監督官に面談（対面）報告を行うこと。



162号整備場照明器具設置位置平面図 S=1:350

※S道・高所作業車で作業可能



体育館照明器具設置位置平面図 S=1:400

※入札参加者については、入札前までに現地確認を行うこと。

